

**令和5年度 交流型環境学習事業「徳島県自然体験教室」  
宿泊施設利用助成実施要領**

**1 目的**

交流型環境学習事業「徳島県自然体験教室」（以下、「自然体験教室」とする。）に参加しようとする者が、集合場所近隣で宿泊施設での前泊が必要な場合、その費用の一部を助成することで本事業への参加を促進することを目的とします。

**2 助成対象者**

令和5年度に実施する本事業の参加者のうち、遠方に居住しているなどの理由により、参加に当たり前日の宿泊が必要な者

助成対象例：始発の電車に乗車しても集合時刻に間に合わない、自宅の出発が著しく早い時刻になる等

**3 助成金額**

参加日前日の宿泊に限り、本事業の参加者1人につき2,000円とします。ただし、当該宿泊に要した実費（マイル、ポイント、商品券、サービス券その他のこれらに類するものより負担し、もしくは割引を受けた金額を除く。）が2,000円に満たなかった場合は、当該実費の金額とします。

**4 助成金の請求方法**

- (1) 施設利用後、宿泊施設利用補助請求書（以下、「請求書」とする。）に宿泊施設の領収書の原本を添付のうえ、関西広域連合広域環境保全局あてに提出してください。ただし、領収書原本で必要事項（利用者氏名、領収金額、利用施設名、利用年月日、利用人数）の全てが確認できない場合は、領収書原本の添付と併せて、請求書の証明欄に宿泊施設の証明を受けて、提出してください。
- (2) グループ等での利用などで請求者本人あての領収書の原本が添付できないときには、請求書に領収書の写しを添付し、請求書の証明欄に宿泊施設の証明を受けて、提出してください。
- (3) 添付の領収書に必要事項が記載されていることを確認して提出してください。必要事項の記載が確認できない場合、助成できない場合があります。

**5 請求書の提出期限**

自然体験教室の実施日から30日後までとします（当日消印有効）。

**6 請求書の提出（お問合せ）先**

関西広域連合広域環境保全局環境政策課（滋賀県琵琶湖環境部環境政策課内）

住 所：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

電 話：077-522-5664

メール：de00kouiki@pref.shiga.lg.jp